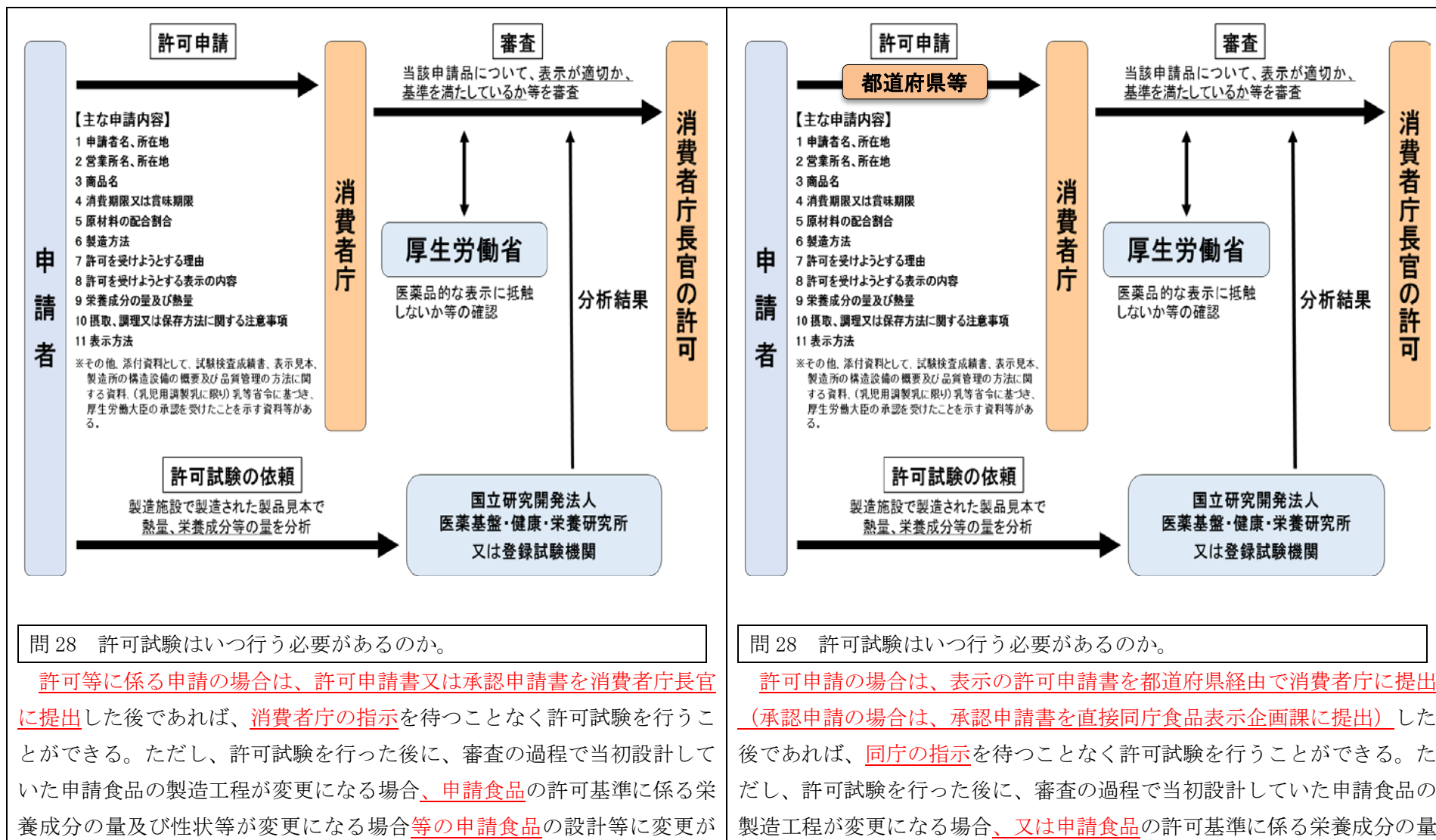


「特別用途食品に関する質疑応答集」の一部改正について

改正後	現行（平成 31 年 3 月 26 日付け消食表第 105 号）
<p>《第 1 許可すべき特別用途食品の範囲について》～《別紙 3 試験方法について》（略）</p> <p>《別添 2 特別用途食品の取扱い及び指導要領について》 問 24～26（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>問 27 特別用途食品の表示許可等に係る申請及び審査の手続はどのように行われるのか。</p> </div> <p>特別用途食品の<u>表示許可等</u>に係る申請及び審査の手続は以下のとおりである。</p> <p>申請書類については、消費者庁次長通知に<u>記載されている</u>注意事項等を確認の上、作成し、許可申請の場合は、<u>特別用途食品表示許可申請書（以下「許可申請書」という。）を、消費者庁長官に提出する。</u>（承認申請の場合も、<u>特別用途食品表示承認申請書（以下「承認申請書」という。）を消費者庁長官に提出すること。</u>）</p>	<p>《第 1 許可すべき特別用途食品の範囲について》～《別紙 3 試験方法について》（略）</p> <p>《別添 2 特別用途食品の取扱い及び指導要領について》 問 24～26（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>問 27 特別用途食品の表示許可等に係る申請及び審査の手続はどのように行われるのか。</p> </div> <p>特別用途食品の<u>表示の許可等</u>に係る申請及び審査の手続は以下のとおりである。</p> <p><u>許可等に係る</u>申請書類については、消費者庁次長通知に<u>記載される</u>注意事項等を確認の上、作成し、許可申請の場合は、<u>表示の許可申請書を都道府県経由で消費者庁に提出する。</u>（承認申請の場合は、<u>承認申請書を同庁食品表示企画課に直接提出すること。</u>）</p>



生じる場合には、再度、変更後の申請に基づき、許可試験を行う必要がある。

《別添 2 - 6 許可後の取扱いについて》 (略)

《別添 2 - 8 定期的な報告について》

(削除)

問 31 (略)

《表示の適正化について》

問 32~41 (略)

及び性状等が変更になる場合等、申請食品の設計等に変更が生じる場合には、再度、変更後の申請に基づき、許可試験を行う必要がある。

《別添 2 - 6 許可後の取扱いについて》 (略)

《別添 2 - 8 定期的な報告について》

問 31 品質管理の定期的な報告について、毎年6月に報告するためには、事業者はいつまでに都道府県等に提出する必要があるのか。

品質管理の定期的な報告は、6月中には消費者庁に提出されている必要があるため、事業者は都道府県等における事務手続が数週間程度の時間を要することも考慮した上で、十分余裕をもって提出されたい。

問 32 (略)

《表示の適正化について》

問 33~42 (略)